

2021年11月17日

航空自衛隊小松基地
司令 加治屋 秀昭 様

小松基地爆音訴訟連絡会
小松能美平和運動センター
加賀地区平和運動センター
石川県平和運動センター
石川県憲法を守る会
社民党石川県連合
(各団体の公印省略)

申 入 書

本年4月16日の日米共同声明で「台湾海峡の平和と安定の重要性」を明記して以降、「自由で開かれたインド太平洋」構想のもとに、同盟国を総動員したアメリカ・バイデン政権による中国包囲網づくりは、南シナ海、東シナ海においても日・米軍だけでなく「共同訓練」という形で仏、独、英、豪、加軍などが参加し、これに海上自衛隊も積極的に加わっています。一方、台湾を「核心的利益」と位置付ける中国の習近平政権も同時期に対抗的に延べ149機もの最新鋭戦闘機や長距離爆撃機を台湾防空識別圏に侵入させ、中・ロ海軍が日本列島を一周する訓練を強行するなど東北アジア一帯は「一触即発の」緊迫した状態にあります。

こうした中で、政府・防衛省は「有事」における「高い能力を有するF35戦闘機を速やかに整備」するため、小松基地に2025年に4機、2026年には8機、2028年度までには20機の最新鋭のF35Aステルス戦闘機の配備体制を発表し、今年7月20日には「周辺協からの要請を受け」という形をとって、既にデモ飛行を強行しています。

今回行われている三沢基地所属のF35Aステルス戦闘機と小松基地F15戦闘機の共同訓練は、まさに「台湾有事」に備えた戦争参加の準備に他なりません。

「静かな空」を求めて私たちが取り組んできた小松基地爆音訴訟もすでに第5次・6次を数えています。航空自衛隊機の訓練は年々激しくなっています。さらには2016年のアグレッサー部隊の増強、日米共同訓練の増加、そしてF15戦闘機を上回る爆音のF35Aステルス戦闘機の導入によって、墜落、部品落下の事故と騒音被害の高まりは、日々の市民生活を脅かし続けています。

私たちは改めて、憲法9条の趣旨、地方自治の本旨、裁判での勝訴、周辺協2町の反対意見を尊重し、小松基地へのF 3 5 Aステルス戦闘機の配備に反対するとともに、F 3 5 A戦闘機とF 1 5戦闘機の先制攻撃訓練の中止を強く求めます。

記

1. 平和を求める点から、小松基地へのF 3 5 Aステルス戦闘機の配備を中止すること。
2. F 3 5 Aステルス戦闘機とF 1 5戦闘機の「先制攻撃訓練」を直ちに中止すること。

以上

2021年11月19日

小松市長 宮橋 勝栄 様

石川県平和運動センター
小松基地爆音訴訟連絡会
小松能美平和運動センター
加賀地区平和運動センター
石川県憲法を守る会
社民党石川県連合
(各団体の公印省略)

申 入 書

本年4月16日、日本政府は日米共同声明で「台湾海峡の平和と安定の重要性」を明記し、「台湾有事」に対応する軍事政策をアメリカなどの「同盟国」「準同盟国」と推し進めるとしています。これは、まさに「参戦の決意」を示したものにほかならず「戦争する国」に転換したことを意味します。

私たちはかの戦争と敗北から学んだものとして、国民主権や戦争放棄、地方自治を教訓化し、憲法にも明記してきました。しかしいまや、国民主権は「自民党独裁」となり、戦争放棄は「戦争する国」に変質しています。そして中央集権国家の反省であった地方自治は、「国の下部機関」へと形骸化しています。

一方、台湾統一を「核心的利益」とする中国の習近平政権は、「自国の領土に指一本触れさせない」と、軍事的にも政治的にも日・米政府と対峙しています。中・ロ海軍においては、日本列島を一周する訓練を強行して「軍事威嚇」を行なう緊迫した状態にあります。

こうした中で政府・防衛省は、「高い先制攻撃力を有するF35戦闘機を小松基地に配備する」（2025年に4機、2026年には8機、2028年度までには20機）ことを急ぎ、関係自治体に協力を求めています。このようななか小松市は、今年7月20日、「周辺協からの要請」という形をとってプレ飛行を強行し、数値上は「4～10dB」大きいにもかかわらず「騒音レベルはF15と差異ない」とまで言わせて「配備計画」を受け入れています。

今回行われている三沢基地所属のF35Aステルス戦闘機と小松基地F15戦闘機の共同訓練は、まさに「台湾有事」に備えた戦争参加、先制攻撃訓練に他なりません。

「静かな空」を求めて私たちが取り組んできた小松基地爆音訴訟もすでに第5次・6次を数えています。しかし、「違憲」の航空自衛隊機の訓練は年々激しくなっています。さらには2016年のアグレッサー部隊の増強、日米共同訓練の増加、そしてF15戦闘機を上回る爆音のF35Aステルス戦闘機の導入によって、墜落、部品落下の事故と騒音被害の高まりは、日々の市民生活を脅かし続けています。

私たちは改めて、小松市が、憲法9条の趣旨、地方自治の本旨、裁判での勝訴、周辺協2町の反対意見を尊重され、小松基地へのF35Aステルス戦闘機の配備に反対するとともに、F35A戦闘機とF15戦闘機の先制攻撃訓練の中止を求められんことを強く要請します。

記

1. 平和を求める点から、小松基地へのF35Aステルス戦闘機の配備を中止するよう小松基地に申し入れること。
2. F35Aステルス戦闘機とF15戦闘機の「先制攻撃訓練」を直ちに中止するよう小松基地に要請すること。

以上